

和歌山県教育委員会定例会会議録

- 日 時 令和5年8月24日(木) 15:30~
 - 場 所 教育委員会会議室
 - 出席者
- | | | | |
|-----|-----|-----|--------------|
| 宮 崎 | 教育長 | 清 水 | 教育企画監 |
| 田 中 | 委 員 | 中 嶋 | 教育総務局長 |
| 奥 山 | 委 員 | 栗 生 | 生涯学習局長 |
| 大 谷 | 委 員 | 鍋 田 | 学校教育局長 |
| 原 田 | 委 員 | 藤 戸 | 総務課長 |
| 柳 川 | 委 員 | 榑 | 教育DX推進室長 |
| | | 岩 橋 | 福利厚生室長 |
| | | 吉 田 | 教職員課長 |
| | | 坂 口 | 人権教育推進課長 |
| | | 嶋 田 | 生涯学習課副課長 |
| | | 坂 口 | スポーツ課副課長 |
| | | 垣 本 | 文化遺産課長 |
| | | 下 村 | 県立学校教育課長 |
| | | 津 村 | 特別支援教育室長 |
| | | 大 堀 | 義務教育課長 |
| | | 西 川 | 教育支援課副課長 |
| | | 森 田 | 教育センター学びの丘所長 |
| | | 中 井 | 紀北教育事務所長 |
| | | 梅 村 | 紀南教育事務所長 |
| | | 味 村 | 総務課副課長 |
| | | 平 | 秘書広報班長 |
| | | 村 上 | 総務課主事 |
| | | 平 松 | 総務課主事 |

1 開 会

○教育長 ただ今から、教育委員会8月定例会を開会する。

○教育長 本日の議題である議案第19号については教育行政の公正かつ円滑な運営に支障を及ぼす恐れがあるため、議案第20号については議会の議決を経るべき案件であるためこれらを非公開としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、議案第19号、議案第20号については、非公開とする。ついでには、議事進行上、非公開案件の審議を「諸報」終了後としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

2 前回会議録の承認

令和5年7月27日(木)の定例会会議録について、承認した。

3 付議事項

議案第16号

令和6年度県立中学校教科用図書の採択について

○教育長 「令和6年度県立中学校教科用図書の採択」について、説明願いたい。

○義務教育課長 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及びその施行令に基づき、令和3年度から令和6年度まで同一の教科書を使用することになっているため、令和5年度使用教科書と同一の教科書を採択案とした。ご審議をお願いする。

○教育長 よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第16号については原案のとおり決定する。

議案第17号

令和6年度県立高等学校使用教科用図書の採択について

○教育長 「令和6年度県立高等学校使用教科用図書の採択」について、説明願いたい。

○**県立学校教育課長** 高等学校については、令和4年度の入学生から新学習指導要領が実施されている。そのため、定時制等の一部の学校を除き、令和6年度から全学年で新学習指導要領に準じた教科用図書を選択することになる。令和6年度の教科用図書の採択に係る流れは、まず各高等学校で文部科学省検定済みの教科用図書について各教科の教員を中心に、学校長とともに調査を行った後、各学校で教科書選定委員会を開催し、各教科の推薦順位1位から3位までが申請される。申請された教科用図書については、指導主事を中心に各学校の教育課程に沿ったものであるかどうか、また、内容の難易度、配列、分量等が各学校の実情に合致しているかどうかを審査した。それらを基に8月4日に教科書選定審査会を開催し、各学校から申請された1位の教科用図書について、各指導主事から適切であると審査報告を受けたものである。各学校の申請順位1位の教科用図書を来年度の採択としたいと考えている。審議をお願いしたい。

○**教育長** 膨大な量の教科書があり、選定に時間がかかっているが、簡略化できないのか。

○**県立学校教育課長** 集計の簡略化を進めてはいるが、ミスが許されないため、事務量が多く、時間もかかっている。法的に定められているので、一定の事務量については削減は難しい。

○**教育長** 教科書の選定は、現場の教員にとって重要なのか。

○**県立学校教育課長** 教科書のレベルは一社の中でも異なるものが複数あるため、学校の実態や教育の目的に合わせて、どの会社のどの教科書を選定するのかを慎重に考える必要がある。教科によっては毎年同じものを選定したほうが良いこともあるが、国語や英語は教科書が同じでは題材が変わらず、テスト等が昨年と似通ってしまうため、毎年教科書を変えていることが多い。それらの際、実情に見合った教科書を審議する必要があるため、現場の教員にとって選定は重要なことである。

○**田中委員** 学校から推薦された教科書について、県立学校教育課から変更を求めることはあるのか。

○**県立学校教育課長** 学校側で十分に吟味し、推薦されているため、変更を求めることはあまりない。

○**原田委員** 使用している教科書と全国学力テストの結果についての因果関係を示すようなデータはあるのか。

○**県立学校教育課長** 教科書がどのように学校で使用されているかについてのデータはあるが、学力と関連づけるデータはない。

○**義務教育課長** 平成28年度の学力テストにおいて、和歌山県内で使用している教科書では回答が難しかったのでは、と思われる問題があったため、そういった因果関係も考えられるかもしれない。

○**奥山委員** 「第4期和歌山県教育振興基本計画」で定めた方針に沿った教科書を審議する作業はないのか。

○**県立学校教育課長** 法令により、各高等学校ではスクール・ポリシーの策定・公表が求められている。そのため県教育委員会から、和歌山県の教育方針を踏まえた上で、各学校に目指す方向を明確にするよう働きかけており、必要な場合には助言し、変更を求めることもある。各学校はそのスクール・ポリシーに沿って教科書を選択しているため、和歌山県の教育方針もその中に反映されているのではと考えている。

○**教育長** よろしいか。

(異議なしの声)

○**教育長** 議案第17号については原案のとおり決定する。

議案第18号

令和6年度県立特別支援学校使用教科用図書採択について

○**教育長** 「令和6年度県立特別支援学校使用教科用図書の採択」について、説明願いたい。

○**特別支援教育室長** 文科省検定済み教科書については、4年ごとに採択することが定められている。中学部用については令和2年度に採択が行われた。小学部は今年度の採択となっており、現在8つの採択地区において審議が進んでいる。県立特別支援学校の小学部と中学部で使用使用する検定済み教科書については、地域の小学校・中学校との交流や共同学習の推進の観点、並びに転入学時の学びの連続性を確保する観点から、特別支援学校が所在する地域において採択された教科用図書と同一の教科用図書を使用している。今回の採択にあたって、各採択地区で採択された教科書をそれぞれ採択案とし、提案する。なお、和歌山盲学校については点字教科書の出版状況に応じた教科書を採択案としている。

特別支援学校用教科書目録掲載図書については全点が文部科学省著作本であり、全種目一点の出版となるので、全てを採択案とする。なお、検定本の点字教科書については、どの出版社の検定教科書を点字教科書の原典とするか文部科学省で選考が行われ、小学部用については国語・算数・社会・理科・外国語・道徳、中学部用については国語・数学・理科・社会・外国語・道徳がそれぞれ点字用教科書として作成されている。小学部の点字版については、採択された教科書を点訳する発行者が文部科学省で未だ決定されておらず、数か月先になる見通しであるが、業者の如何にかかわらず、採択案とする。

高等学校用教科書目録掲載図書については、各学校長から選考結果の報告があった教科書について各学校の教育課程との整合性を踏まえ審査を行ったものとなる。内容を確認し、適正であると判断したため、採択案として提案する。

特別支援学校小学部、中学部、高等部で使用使用する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、いわゆる一般図書と呼ばれる絵本等の図書について、今年

度は722種、延べ1279点の申請があった。8月4日の教科用図書選定審査会では、これまで和歌山県教育委員会が作成した教科用図書選定資料に掲載されていない図書や、過去の審査会において審査していない図書、特別支援学校高等部において比較的多く使用されている図書を中心に審査を行った。審査の結果、いずれも児童生徒の発達段階に応じたものであり、表現・内容等についても特別支援学校学習指導要領に示された内容を鑑み、適切と考える。これらを含め、採択案として提案する。ご審議をお願いする。

○教育長 一般図書は、出版されている絵本全てを審査の対象としているのか。

○特別支援教育室長 文部科学省から、毎年一定の時期に送られてくる契約図書一覧表を参考に選定を行っている。また、和歌山県内で15年以上にわたり多くの絵本等を教科書として使用してきているため、それらを各支援学校が調査・研究行った結果を基に、申請されている。

○教育長 選定図書全部を審査しているのではなく、過去に使用された教科書のみが審査され、選ばれているのか。

○特別支援教育室長 比較的多く使われているものを中心としながら、審査が行われている。しかし最近では、知的障害のある子供を対象にした新しい本が増えてきており、それらについても学校で調査・研究が行われるため、申請されることもある。初めて申請された本については、内容や価格が適正であるかについて各学校に確認を行っている。

○田中委員 特別支援学校の子供の障害の状態は、一人ひとり違うが、一人ずつに合った教科書を審議しているのか。

○特別支援教育室長 特別支援学校では小学部1年生から中学部3年生まで9年間学ぶ。多くの学校では発達の段階等によりグループ分けをしながら、学習活動が行われており、各グループに合った絵本等が選ばれている。

○原田委員 高額な教科書が多いのはなぜか。

○特別支援教育室長 検定本を点字版とするためには、かなり費用がかかってしまうため盲学校の教科書は高額になっている。小学部点字教科書は、国語、社会、算数、理科、外国語、道徳については文部科学省著作教科書があるが、家庭科等については、業者が点訳することとなり、費用がかかってくる。

○教育長 よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第18号については原案のとおり決定する。

4 諸 報

「行事予定」について、事務局より説明。

<主な日程>

9月12日(火)	9月議会開会
9月19日(火)~22日(金)	本会議
9月25日(月)	文教委員会予備日26日(火)
9月27日(水)	本会議
9月28日(木)	閉会
9月29日(金)	教育委員会9月定例会
10月27日(金)	教育委員会10月定例会

<非公開議案>

5 付議事項

議案第19号

令和6年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項について

県立学校教育課長から「令和6年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第20号

和歌山県教育委員会が所管する貸与金返還請求訴訟の提起について

生涯学習課副課長から「和歌山県教育委員会が所管する貸与金返還請求訴訟の提起」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

6 閉 会

○教育長 これで、予定されていた議事が全て終了したので8月定例会を閉会する。

(16:20閉会)